

別表 1 (1) 一般被保険者に係る国民健康保険税（医療給付費分）の賦課状況

国は政令により、保険料（税）の賦課に関する基準を定めている。

本町は、保険税を 4 方式（所得割・資産割・均等割・平等割）により賦課しており、国が示している標準割合及び本町の賦課割合は、別表 1 の（1）に掲げるとおりである。

今回の税率の見直しでは、資産割・均等割・平等割の税率を据置き、所得割だけを改正した結果、応能部分の比率が高くなっている。

また、本町の均等割・平等割は他の保険者より高い水準にあり、所得割の税率を改正することにより、賦課の基準とされる応能 50%：応益 50%に近づいている。

低所得者に適用される保険税の軽減（7割、5割、2割）は、一般被保険者の医療給付費分の応益割合が 45%以上 55%未満の範囲内であることが条件である。

別表 1 (2) 平成 19 年度の保険者別国民健康保険加入状況

本町の国保加入率は他の保険者より低い。その要因として、会社等に勤務されている人、被用者保険の被扶養者が多いためと考えられる。

また、老人保健医療対象者（老健）の割合が低いことは、将来、他の保険者より高齢化の速度が早まることが予想される。

平成 20 年 12 月末の国保加入状況は、世帯数 4,375、被保険者数 8,185 人（一般 7,392 人、退職 793 人）である。

19 年度の被保険者数 8,279 人（年間平均）より、94 人減少している。

後期高齢者医療への移行（75 歳以上）と景気低迷による社保からの国保への異動に注意を要する。

別表 2 (1) 平成 20 年度の保険者別国民健康保険税率

本町の税率は、所得割（応能部分）が低く、均等割・平等割（応益部分）が高い水準にある。資産割を賦課しない保険者は、応能・応益割合のバランスから、資産割相当額を所得割に上乗せして賦課している。

本町が資産割を賦課せず、資産割相当額を所得割に上乗せして賦課した場合、現行では所得割 6.20%、改正後では 6.90%の税率となる。

別表 3 平成 19 年度の西播磨・中播磨県民局管内の保険者別 1 人当たりの
経理状況

この表は、保険者別の収入及び支出の主なものの額を示したものである。

保険料（税）は、基本的には保険給付費等の支出額により決まるものと考え
るが、この表からは、保険税の高い安いについては、保険料（税）と保険給付
費等の関連性を十分に説明することは難しい。

赤穂市の経理状況は、保険給付費、老人保健拠出金の額が多く、収入の保険
料（税）、療養等負担金の額が多い。

佐用町の経理状況は、保険給付費、老人保健拠出金の額が多いが、収入の保
険料（税）は他の保険者よりかなり少なく、普通調整交付金の額はかなり多い。

この経理状況の表からは、保険給付費、老人保健拠出金の額から保険料（税）
が決まるのではなく、収入の国庫支出金の療養等負担金や普通調整交付金の額
が大きく影響していると考えられる。収支差引額は、その他収入（基金繰入金
や繰越金）の額によるところが大きいと思われる。

別表 4（1）一般被保険者 療養の給付

この表は、一般被保険者に係る療養の給付について、件数、保険者負担分の
医療費動向を前年度と比較したものである。

4 月診以降、件数、保険者負担分が大幅に増加している。

この要因は、医療制度改正により、退職被保険者本人（65 歳以上）及びその
被扶養者が平成 20 年 4 月から一般被保険者に種別変更になったためである。

退職被保険者は一般被保険者に比べて医療費水準が高いため、このような結
果になっている。

前年度と当年度の 4 月から 9 月までの数値をもとに比較すると、次のような
結果になる。

平成 19 年度の平均被保険者数	5,411 人
同 保険者負担分	423,473,374 円
同 1 人当たりの保険者負担分	78,261 円
同 1 人当たりの受診件数	5.15
平成 20 年度の平均被保険者数	7,389 人
同 保険者負担分	729,734,194 円
同 1 人当たりの保険者負担分	98,759 円
同 1 人当たりの受診件数	6.69

被保険者に種別変更があったため、比較することができない。

別表 4（3）一般被保険者及び退職被保険者等 療養の給付の数値をもとに医療費の動向を比較する。

別表 4（2）退職被保険者等 療養の給付

この表は、退職被保険者等に係る療養の給付について、件数、保険者負担分の医療費動向を前年度と比較したものである。

4 月診以降、件数、保険者負担分が大幅に減少している。

この要因は、医療制度改正により、退職被保険者本人（65 歳以上）及びその被扶養者が平成 20 年 4 月から一般被保険者に種別変更になったためである。

前年度と当年度の 4 月から 9 月までの数値をもとに比較すると、次のような結果になる。

平成 19 年度の平均被保険者数	2,901 人
同 保険者負担分	381,150,953 円
同 1 人当たりの保険者負担分	131,386 円
同 1 人当たりの受診件数	8.51
平成 20 年度の平均被保険者数	818 人
同 保険者負担分	95,717,863 円
同 1 人当たりの保険者負担分	117,014 円
同 1 人当たりの受診件数	7.78

20 年度の退職被保険者等は、65 歳未満の被保険者が対象である。

医療費水準が比較的に高い 65 歳以上の退職被保険者等が、20 年 4 月から一般被保険者に種別変更になったため、比較することができない。

1 人当たりの保険者負担分並びに 1 人当たりの受診件数は、前年度の数値を下回っている。

別表 4（3）一般被保険者及び退職被保険者等 療養の給付

この表は、一般被保険者及び退職被保険者等に係る療養の給付について、件数、保険者負担分の医療費動向を前年度と比較したものである。

一般被保険者と退職被保険者等の数値を合算し比較することにより、今後の

医療費動向をある程度把握することができる。

前年度と当年度の４月から９月までの数値をもとに比較すると、次のような結果になる。

平成１９年度の平均被保険者数	8,312 人
同 保険者負担分	804,624,327 円
同 １人当たりの保険者負担分	96,803 円
同 １人当たりの受診件数	6.32
平成２０年度の平均被保険者数	8,207 人
同 保険者負担分	825,452,057 円
同 １人当たりの保険者負担分	100,579 円
同 １人当たりの受診件数	6.80

現時点での医療費動向は、被保険者数が減少しているにもかかわらず、保険者負担分は増加し、１人当たりの保険者負担分は 100,579 円で、前年同期に比べ 3.9%伸びている。また、１人当たりの受診件数も 6.80 件で、前年同期に比べ 7.6%伸びている。

受診件数が医療費（保険者負担分）に大きく影響し、国民健康保険加入者の高齢化に伴い、今後も医療費は増加傾向が続くものと考ええる。

別表５ １人当たりの調定額の推移（現年度分）

この表は、１人当たりの保険税調定額の推移を年度別に示したものである。

本町は、平成 17 年度まで一般会計から多額の財政支援を受け、保険税率を据置いてきたため、１人当たりの調定額は市町平均より低く抑えられていた。

平成 18 年度に税率改正を行ったため、前年度より大幅に増加した。

保険税は、歳出の保険給付費、歳入の国庫支出金及び県支出金の額に大きく影響される。平成 18 年度及び平成 19 年度の１人当たりの調定額は、市町平均の範囲内の数値であると考ええる。

別表６ 被保険者１人当たりの医療費

この表は、被保険者１人当たりの医療費の動向と伸率を示したものである。

本町の被保険者１人当たりの医療費は、一般・退職とも他の保険者より低い。

国民健康保険の加入年齢、罹患率の影響によるものと考える。

しかしながら、医療費の伸率は、他の保険者より高い傾向にある。

今後、国民健康保険被保険者の高齢化が予想される中、医療費の伸率に注意を要する。